

婦人消防隊員等福祉共済（事業方法書）

平成 25 年 3 月 25 日現在

（この共済の趣旨及び目的）

第 1 条 この共済は、公益財団法人日本消防協会（以下「本会」といいます。）が行う婦人消防隊員、婦人防火クラブ員等（以下「婦人消防隊員等」という。）が死亡し又は障害を受けた場合等に、その家族の生活を支援することにより、消防活動の強化、地域防災の向上等を図り、もって国民生活の安全、社会公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（共済の種類）

第 2 条 本会が取扱う共済は、日本消防協会婦人消防隊員等福祉共済（以下「本共済」という。）とする。

（共済金額）

第 3 条 本共済の共済金額は、次のとおりとする。

区分	給付種別	事由	共済金額（円）	
死亡又は 重度障害（障害の等級 第1級又は第2級）	弔慰金又は 重度障害見舞金	防災活動に従事中	第 1 号	5,000,000
			第 2 号	3,000,000
		防災活動に従事中以外	第 3 号	300,000
障害 （障害の等級第 3 級 ～ 第 1 4 級）	障害見舞金	3 級、4 級		250,000
		5 級、6 級		200,000
		7 級、8 級		150,000
		9 級、10 級		100,000
		11 級、12 級		60,000
		13 級、14 級		30,000
入院	入院見舞金 （120日限度）	防災活動に従事中	第 1 号	10日以上 1日 600
		防災活動に従事中以外	第 2 号	20日以上 1日 600

（共済契約者の範囲）

第 4 条 本共済の共済契約者は、都道府県消防協会とする。

（被共済者の範囲）

第 5 条 本共済の被共済者は、婦人消防隊員等のうち、本共済に加入したもの（以下「加入者」という。）で、その範囲は、次の各号の定める者とする。

- (1) 年齢は、76歳未満のもの。
- (2) 加入日の前日において健康であるもの。

(加入の時期)

第6条 本共済への加入日は、4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日とする。

(共済期間)

第7条 本共済の保障期間は、加入日が4月1日、7月1日又は10月1日である場合は、その加入日から翌年3月31日までと、加入日が1月1日である場合は、その加入日から当該年の3月31日までの期間とする。

(被共済者又は共済の目的の危険選択)

第8条 本共済に係る共済契約の申込みに対する被共済者又は共済の目的の危険選択は、共済契約申込書及び本会が求めた場合の告知書に記載された内容に基づき、主として次の各号に定める事項の全部又は一部について行う。

- 一 共済契約者及び被共済者が過去の共済金請求に際し、本会に対して詐欺行為等の不当な行為を行っていないこと
- 二 告知日現在における被共済者の健康状態
- 三 告知日以前の被共済者の傷病歴
- 四 その他当会による危険選択のために合理的に必要な事項

(共済契約の締結の手続き)

第9条 本会は、本会の共済契約者になろうとする者に対し、本共済の重要事項を記載した書面をもって本共済契約の内容の説明を行い、契約の意向の確認を行うものとし、所定の様式による共済契約申込書(以下「契約申込書」という。)に所定事項を記入させ加入者名簿を添付し、記名押印のうえで、これを本会に提出させるものとする。

2 本会は、前項の共済契約の申込みを承諾した場合、承諾日の翌月1日(但し、承諾日が1日の場合はその当日。以下、「責任開始日」という。)から共済契約上の責任を負うものとし、共済契約者からの求めに応じ、共済証書を作成し、遅滞なくこれを共済契約者に交付する。

3 本会は、第1項の共済契約申込みを承諾しない場合、その旨を遅滞なく共済契約者を經由して加入者に通知する。この場合において、掛金が既に払い込まれているときは、遅滞なくその全額を共済契約者を經由して加入者に返還する。

(脱退)

第10条 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、その日をもって本共済から脱退する。この場合、すでに振り込まれた掛金は返戻しないものとする。

- (1) 加入者が死亡し、又は重度障害の状態のとき
- (2) 加入者が退隊又は退会したとき

(被共済者の同意の確認)

第11条 本会は、共済契約者から共済契約の申し込みを受けるにあたり、本共済に加入しようとする者(以下「加入予定者」という。)に対して、本会から又は共済契約者を通して本共済の重要事項を記載した書面又はその他の適切な方法により本共済契約の内容の説明を行い、加入予定者に、

本共済への加入に同意する旨の文書を提出させ、又は、婦人消防隊又は婦人防火クラブ等において、その加入予定者が本共済への加入に同意する旨は代表者が加入予定者を代表して表示することについて、その加入予定者が合意した場合には、その加入予定者の同意について、所定の様式による共済契約加入申込書にその代表者等の記名押印を行わせることにより加入予定者の同意の確認を行う。

(掛金)

第12条 本共済の掛金は、加入者1人につき別表1のとおりとする。

(掛金の收受)

第13条 本会は、共済契約の申込の内容に従い、掛金を次条に定める払込方法により共済契約者から收受する。

(掛金の払込)

第14条 掛金の払込方法は、金融機関等への振込扱とする。

2 本会は、共済契約の掛金を領収した場合、掛金領収書の発行を省略する。但し、共済契約者または加入者から請求があった場合には、掛金領収書を発行する。

(共済契約申込み及び掛金の払込に関するその他の取扱い)

第15条 共済契約者による契約申込み及び掛金の払込に関するその他の取扱いについては、本会婦人消防隊員等福祉共済契約約款(以下「共済契約約款」)第15条ないし第17条に定めるところによる。

(共済金の支給)

第16条 本会は、共済契約約款第2条から第5条までの規定に基づき、共済契約者を經由して所定の受取人に対して同第5条各号に定める共済金を支給する。

2 本会は、共済契約約款に定める期日をこえて共済金を支給する場合には、その期日の翌日から共済金支給日までの日数について、支給共済金に年5分の割合により計算した遅延利息を支払う。

3 共済金の支給に関するその他の事項は、共済契約約款に定めるところによる。

(無効又は取消)

第17条 共済契約者又は加入者が、共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結または加入申込みを行ったときは、当該共済契約又は加入者の加入は無効とし、本会は、既に払い込まれた掛金を返還しない。

2 加入者は、共済契約への申込みの際して、加入者又は共済金の受取人に詐欺又は脅迫の行為があったときは、本会は、当該加入者の加入を取り消すことができるものとし、この場合、既に払い込まれた掛金を返還しない。

3 第16条及び前項に定めるもののほか、掛金その他の支払いに関する事項は、共済契約約款に定めるところによる。

(契約申込書の記載事項)

第 18 条 共済契約申込書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 申込年月日
- 二 申込団体名及び住所
- 三 加入申込婦人消防隊等の区分、加入申込件数、加入申込者数及び掛金額
- 四 共済金の受取人
- 五 共済の給付内容及び共済金
- 六 共済期間の始期及び終期
- 七 共済金の支払方法

(共済証書等の記載事項)

第 19 条 共済証書には、所定の様式により次の各号に掲げる事項を記載する。

- 一 本会の住所及び名称
- 二 共済契約者名
- 三 加入申込婦人消防隊等名
- 四 共済金受取人
- 五 共済の給付内容及び共済金
- 六 共済期間の始期及び終期
- 七 掛金の払込方法
- 八 共済金の支払方法
- 九 共済契約を締結した日
- 十 共済証書を作成した日

(掛金の増額又は共済金額の減額等)

第 20 条 本会は、その業務又は財産の状況に照らして本共済の継続が困難になる蓋然性がある場合には、以下に定める手続きを行うことにより、共済契約の掛金を増額し若しくは共済金額を減額すること(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)ができる。

- 一 契約条件の変更等につき理事会の決議を取得する。
- 二 前号に定める理事会の決議を取得した後、契約条件の変更等のために必要となる基礎書類(共済事業規約、共済契約約款、掛金及び責任準備金の算出方法書をいう。以下同じ。)の変更につき、主務官庁の認可を取得する。
- 三 前号に定める主務官庁の認可を取得後、契約条件の変更等につき、共済契約者を經由して加入者に通知する。なお、共済契約者を經由して加入者に対する通知は、原則として契約条件の変更等の対象となる共済契約の共済期間満了日の2か月前までに行う。

(共済契約の失効、消滅又は加入の解除)

第 21 条 共済契約者が掛金を払い込み猶予期間満了日までに払い込まないときは、共済契約は猶予期間満了日の翌日をもって失効する。

- 2 共済期間中に加入者が死亡した場合のほか、共済契約の消滅又は加入者の加入の解除は、共済契約約款の定めるところによる。

(クーリング・オフ)

第22条 本会に対して共済契約又は加入の申込みをした者(以下「申込者」という。)は、共済契約又は加入の申し込みをした日と共済契約又は加入申込みの撤回又は解除(以下、この条において「クーリング・オフ」という。)に関する事項を記載した書面を交付された日とのいずれか遅い日から起算して8日以内に本会宛に発信した書面によって、当該共済契約のクーリング・オフを行うことができる。

2 前項の申込者が発信する書面には、クーリング・オフを行使する旨の意思表示、共済契約又は加入の申込みを行った年月日並びに申込者の団体名及び代表者名又は氏名、住所を記載させた上、記名押印をさせるものとする。

3 本会は、クーリング・オフが行われた共済契約に関し掛金を収受しているときは、その全額をすみやかに申込者に返還する。

(共済金額、共済の給付内容又は共済期間を変更する場合の取扱い)

第23条 本共済は、本事業方法書に定めるもののほか、共済金額、共済の給付内容又は共済期間の変更の取扱いに関する事項につき定めを置かない。

(時効)

第24条 共済金、掛金の返還及びその他本共済に関連する一切の支払を請求する権利は、支払事由が生じた日の翌日から起算して3年間これを行わないときは、当該期間の経過をもって自動的に消滅する。

(共済契約者に対する調査等)

第25条 本会は、第4条に規定する共済契約者に対して、加入者からの掛金の収受又は加入者に対する共済金の払込その他共済契約約款に定められた事務の遂行について、いつでも報告を求め又は調査することができるものとする。

(福祉共済事業等運営委員会)

第26条 本会は、本共済事業の運営に係る重要事項について、本会において別に定める日本消防協会福祉共済事業等運営委員会規程に基づく同委員会において審議を行うものとする。

(異常危険準備金)

第27条 本会は、限度額に達するまで、毎事業年度末に異常危険準備金を積み立てるものとし、その積立基準および限度額は「掛金および責任準備金等の算出方法書」第2章第3条異常危険準備金の計算基礎および限度額のとおりとする。

(異常危険準備金の取り崩し基準)

第28条 前条の規定により積み立てた異常危険準備金の取り崩しは、保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)施行令第43条第7号に規定するところによるものとする。

別表 第12条に規定する加入者1人当たりの掛金

加入の月	掛金額(円)
4月1日	800
7月1日	600
10月1日	400
1月1日	200

附 則

施行期日 保険業法の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項に基づく行政庁の認可を得、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年6月2日法律第50号)第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。